米原市告示第 213 号

公示送達書

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の２の規定により公示する。なお、この書類は、米原市市民部税務課において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和８年11月５日

米　原　市　長　　角　田　　航　也

記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名、名称、事務所または事業所	備考
令和８年度固定資産税　第３期督促状	亡山田十蔵相続財産　山田重幸	
令和８年度固定資産税　第３期督促状	藤田　徹	
令和８年度固定資産税　第３期督促状	株式会社ブルーワールド	
令和８年度固定資産税　第３期督促状	株式会社　ＭＫコーポレーション	
令和８年度固定資産税　第３期督促状	株式会社　アバニティライフ	
令和８年度固定資産税　第３期督促状	小川　ルアンルン	
令和８年度固定資産税　第３期督促状	ピステジャポン伊吹　有限会社	
令和８年度固定資産税　第３期督促状	亡井関　三男　相続財産　井関　光好	
令和８年度固定資産税　第３期督促状	冨田　恭平	
	以上	

（注意事項）　この書類は、地方税法第20条の２第３項の規定に基づき、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達がされたものとみなされます。